

平成 2 4 年 第 2 回 定 例 会

教育福祉常任委員会
会 議 録

期日：平成 2 4 年 6 月 1 4 日（木）

場所：大曲庁舎 大会議室

大仙市議会教育福祉常任委員会会議録

日 時

平成24年6月14日（木曜日） 午前10時00分～午前11時35分

会 場

大仙市役所 3階 大会議室

出席委員（6人）

1 番 藤 田 君 雄 6 番 杉 沢 千 恵 子 9 番 小 松 栄 治
1 4 番 大 野 忠 夫 1 9 番 大 山 利 吉 2 6 番 佐 藤 孝 次

欠席委員（1人）

1 2 番 石 塚 柏

説明のため出席した者

健康福祉部長	佐々木	昭	健康福祉部次長	上野	孝成
健康福祉部次長	今田	秀俊	社会福祉課長	佐々木	清哉
地域包括支援センター所長	逸見	博幸	児童家庭課長	中野	谷綾子
健康増進センター所長	豊嶋	真紀子	教 育 長	三浦	憲一
教育指導部長	小笠原	晃	生涯学習部長	佐藤	裕康
生涯学習部次長	熊谷	博英	生涯学習部次長	滝沢	清寿
教育総務課長	佐藤	彰洋	教育指導課長	千田	寿彦
生涯学習課長	山谷	喜元	学校給食センター所長	鈴木	喜一
総合図書館長	邑山	兼光			

議会事務局職員出席者

主 席 主 査 田 口 美 和 子

- 第1 議案第123号 大仙市世代交流福祉施設条例の一部を改正する条例の制定について (説明・質疑・討論・採決)
- 第2 議案第124号 大仙市西仙北高齢者ふれあいセンター条例の一部を改正する条例の制定について (説明・質疑・討論・採決)
- 第3 議案第125号 大仙市西仙北スポーツセンター条例の一部を改正する条例の制定について (説明・質疑・討論・採決)
- 第4 議案第130号 平成24年度大仙市一般会計補正予算(第2号) (説明・質疑・討論・採決)
- 第5 議案第132号 平成24年度大仙市学校給食事業特別会計補正予算(第1号) (説明・質疑・討論・採決)
- 第6 所管事務調査に係る閉会中の継続審査及び調査に関する件
-

午前10時00分 開 会

- 委員長(大山利吉) おはようございます。12番石塚柏委員の方からは欠席届が出ておりますのでご報告いたします。
- まず、大曲図書館の大臣表彰大変おめでとうございます。先般の皇太子様お出での際、大変大役を果たされました文化財保護課長、ご苦労様でございました。何か感想とか何かありましたらちょっと、或いはハプニング等とかありましたら、この際ちょっと皆さん、お知りになりたいかと。
- 文化財保護課長(熊谷博英) 案内の方させていただきましたけれども、皆様に緊張したかということ聞かれる訳ですけれども、この委員会の状態よりは緊張することなく、説明することができました。ハプニングといいますと、説明して歩いている中で、雪見灯籠の近くにですね鷺がちょうどおりて来ました。皇太子さんが「あれは鷺ですか」というご質問されまして、私もそれ想定してございませんでしたので、「ああ、そうですね、鷺ですね」というようなことで、色々質問される方でした。穏やかに質問される方でした。そのあと特別公開と、一般公開ということでやった訳なんですけれども、そのおかげかどうか分かりませんが、一週間で7,800人もお客様がおいでになられたということでございますので、私は退職前の本当にいい機会をいただきましてありがたく思っております。
- 委員長(大山利吉) はい。どうもありがとうございました。

それではただいまから教育福祉常任委員会を開会いたします。当委員会に付託されました事件につきましては、別紙日程表のとおり審査いたしますのでよろしくお願いいたします。なお、毎回のことで恐縮ですが、正確な会議録作成のため発言はマイクにスイッチを入れてからお願いをしたいと思います。それでは審査に入ります。

最初に議案第123号「大仙市世代交流福祉施設条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。当局の説明を求めます。佐々木社会福祉課長。

○社会福祉課長（佐々木清哉） はい、委員長。

○委員長（大山利吉） はい、佐々木課長。

○社会福祉課長（佐々木清哉） 議案第123号「大仙市世代交流福祉施設条例の一部を改正する条例の制定について」をご説明いたします。議案書の11ページをお開き願いたいと思います。現在、施設利用者から徴収している現金につきましては、市が「使用料」として徴収している状況でございますが、指定管理者制度におきましては指定管理者自らが「利用料」として直接収納できる「利用料金制度」を導入することで、効率的な効果的な施設の管理或いは市民サービスの向上が見込まれるというふうなことがございまして、今回、利用料金制に移行するために、必要な事項を盛り込む条例の一部改正を行おうとするものでございます。対象となる世代交流福祉施設は、協和地域にございます「水沢世代交流福祉館」と「中淀川世代交流福祉館」の2つの施設でございまして、利用料金として収納するのは、「入浴施設」及び「部屋」の利用料となっております。関係条例の一部改正の内容につきましては、次の12頁にお示ししてございますのでそちらの方をご覧いただきたいと思います。まず、第4条では、「指定管理者の業務」につきまして規定しておりますが、この中に水沢と中淀川の世代交流福祉館に限って「利用料金に関する業務」を加えるとともに、利用料金業務を行う場合については、従前の使用料の徴収条例は適用しない規定を追加しております。その他、利用料金に関する新たな追加規程といたしまして第10条には、利用料金の「収受」に関しまして、「利用者からの利用料金を自己の収入として収受すること。また、第11条では、利用料金の「承認」に関する手続きといたしまして、申請や承認、公告或いは掲示といったことを行うというふうにしたもの。また13頁におきまして第12条では利用料金の「減免」として、公益上やその他特別の理由により、「減額」や「減免」ができるようにしたこと。そして第13条では、利用料金の「不還付」ということで、特に必要があると認められる以外については利用料を還付できないこと。など、必要な事項を定める条例の一部改

正を行おうとするものでございます。条例の一部改正の施行月日は平成25年4月1日となっております。今回の条例の一部改正によりまして次年度からは、指定管理者が利用料金を自らの収入として扱うことになることから、施設の効果的な運営管理或いは市民サービスの向上につながるものと期待しております。以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○委員長（大山利吉） はい、ありがとうございます。説明が終了いたしました。これより質疑を行います。質疑のある方はどうぞお願いいたします。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（大山利吉） ございませんか。はい。なければ質疑を終結いたします。これより討論を行います。討論はありませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（大山利吉） 討論なしと認めます。それではお諮りいたします。本件につきましては、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（大山利吉） ご異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第124号「大仙市西仙北高齢者ふれあいセンター条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。当局の説明を求めます。佐々木社会福祉課長。

○社会福祉課長（佐々木清哉） はい、委員長。

○委員長（大山利吉） はい、課長。

○社会福祉課長（佐々木清哉） 議案第124号「大仙市西仙北高齢者ふれあいセンター条例の一部を改正する条例の制定について」をご説明いたします。議案書の14頁をお開き願います。先ほどご説明いたしました大仙市世代交流福祉館に関する条例の一部改正と同様に、西仙北高齢者ふれあいセンターにおきましても、指定管理者が利用料金を直接収納できるように、利用料金に関して必要な事項を定めるために、条例の一部改正を行おうとするものでございます。同施設において今後利用料金として収納するのは、「大広間」それから「調理室」「会議室」それぞれの施設を利用した場合の利用料となっております。条例改正の規定につきましては、次の15頁に掲載しておりますけれども、現行の条文につきまして「使用」となっている部分を「利用」に改める他は、先ほ

どご説明いたしました改正内容と同様でございますので説明を省略させていただきたい
と思います。以上説明を終わります。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い
申し上げます。

○委員長（大山利吉） はい、ありがとうございます。説明が終了いたしました。これ
より質疑を行います。質疑のある方はどうぞお願いいたします。

はい、小松委員。

○委員（小松栄治） 佐々木課長、佐々木課長さん。

○社会福祉課長（佐々木清哉） はい。

○委員（小松栄治） 14条の利用料金を減額し、または免除することが出来ると、こう
なってるすな。今まではほとんど無償で借りておったつたす。高齢者の人たちとかすよ、
その他に町内会とかそれから花いっぱい運動とか老人クラブとか等々、いずれにしろ地
域の人たちがお借りしておったということです、実際に。この時に利用料金をとるとい
うことはやぶさかでないところ思っております。ただ、減額または免除するということ
はどこの部分、どこの部分ということは、誰が、団体がとか色々あるすおな。それどこ
さあてはまるもんだかということ。

○社会福祉課長（佐々木清哉） はい、委員長。

○委員長（大山利吉） はい、課長。

○社会福祉課長（佐々木清哉） 使用する側の区分というよりは、施設例えば提供してい
る施設の部分が壊れたりなんだり使用出来ない状況にある場合、そういった利用に対す
る、要するに施設側の方に瑕疵がある場合の利用された場合、その料金を減免或いは免
除することが出来るというふうなことでございます。

○委員（小松栄治） 俺ちょっと質問、間違ってるがもしれねな。簡単に言う。課長、簡
単に言う。減額はまず別にしてもすよ、免除すると。普通どこかわからねども我々の方
の西仙北の場合、コミュニティセンターだとか、その他色々あります。例えば林業改善
センターだとか、環境改善センターとこうあるすもの。料金を払う場合とそれから払わ
ない場合、ただの場合と色々中で条項あるわけすよ。公民館の中でも同じです。そこを
せ、一律に指定管理者なったどって全部取られるもんだが、どこ辺りのどこで線引きし
てもらえるもんだべがなということだったす。でなければ今度借りに行った場合、頓着
こんちゃくあったりする恐れがあるということだすな。なんぼ表示されても、そこです。

○委員長（大山利吉） はい、佐々木課長。

○社会福祉課長（佐々木清哉） 使用料の免除規定については従前の条例の中にも示してございまして、その部分に変更なるものではございませんので、その部分では例えば、公務上のために使用する場合がありますとか、或いは特に市長が公益上特に必要であると認める時、そういった部分に該当する利用に当たっては免除或いは減免することが出来るという規定はこれまで通り運用されていく。その中でそういった利用する団体がそういった趣旨に合致した場合は減免或いは条例上の規定によってそういった受けられるというふうなことで、よろしく願いいたいと思います。

○委員長（大山利吉） 小松委員。

○委員（小松栄治） 分かりました。どうか指定管理の多分社会福祉協議会なるか分からないんですけれども、きちっとその辺りを把握してもらえるようにすれば、借りる人と貸す人のあれがスムーズに行きますのでよろしく願い申し上げて質問を終わります。

○委員長（大山利吉） はい、ほかにございませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（大山利吉） なければ質疑を終結いたします。これより討論を行います。討論はありませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（大山利吉） 討論なしと認めます。それではお諮りいたします。本件につきましては、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（大山利吉） ご異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第125号「大仙市西仙北スポーツセンター条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。当局の説明を求めます。滝沢生涯学習部次長兼スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（滝沢清寿） はい、委員長。

○委員長（大山利吉） はい、課長。

○スポーツ振興課長（滝沢清寿） 議案書の17頁をお願いいたします。議案第125号「大仙市西仙北スポーツセンター条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明申し上げます。西仙北スポーツセンターは、スポーツの普及振興を目的に平成17年に旧県立西仙北高校の校舎跡地に建設された体育館・テニスコート・会議室など六つの施設

で構成されている複合施設であります。この構成施設のうち、体育館に付帯しています武道館は旧西仙北高校の格技場を同校の新築移転時に旧西仙北町が払下を受けた施設であります。既に建築から40年を経過し、窓枠の腐食等による雨水の浸水など老朽化が激しく、今般、解体したいことから、同武道館を廃止するものであります。18頁をお願いいたします。廃止に伴う条例の改正は3点で、第2条「施設の構成」ですが、第2項の「武道館」を削除し、第3号「テニスコート」を第2号とし、以下4号から6号までを1号ずつ繰り上げるものと別表(1)と(2)、これは、各施設ごとの使用料の額を定めた表ですが、その表中から「武道館」の項を削除するもので、平成24年7月1日を施行日とするものです。

以上、宜しくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長(大山利吉) はい、ありがとうございます。説明が終了いたしました。これより質疑を行います。質疑のある方は、どうぞ。はい、小松委員。

○委員(小松栄治) 取り壊すには結構なことだと思います。ただ懸念されることが一つありまして、本来の昔からの武道、剣道、柔道、柔道については中学校が必修、小学校はありませんけれども。剣道については小学校からずっとあります。しかも、ライオンズクラブという団体は9月に大仙市・仙北市・美郷町ひとつにしながらも、剣道の剣道練成大会をやっております。それ私も主催者ですけども。また合わせて西仙北地区でも招待、1年に1回それを計画して行っております。多分各地区でもそれなりの招待試合とかそういうタイトルのものが行われているはずでございます。ということで、かなりのそういう競技を行って推進して昔の伝統とスポーツを楽しんでおるということでございますので、そのやる場所について多分これからは各学校、1つの小学校でやる形になるんじゃないかなと、このように思っておりますけれども。統合なされまして大変手狭な室内の競技でありますので、重なると思います。そうしますとその辺りのことを考えながら、今後西仙北町でなく、どこかさ1つでもいいから東部とか中央とか、そういう、大曲では武道館ありますけれども、そういうものが必要になってくるんじゃないかなと思いますので、広域のエリアの中でひとつその辺りも考えて検討してみてくださいなあとこのように思っております。そうすれば親たちが連れて行きますので、その辺りを考えてくださるようお願い申し上げます。

○委員長(大山利吉) 答弁はよろしいですか。

○委員(小松栄治) 教育長、答弁ひとつ。

○委員長（大山利吉） 今、教育長。

○委員（小松栄治） 全体のことだもの。要望だからな、検討するがさねがぐれはな。

○委員長（大山利吉） 教育長。滝沢課長、小松委員、今要望でございますので或いは今後の対応とか見通し、もしあったらお願いします。

○スポーツ振興課長（滝沢清寿） はい。大仙市内では市民体育館として16施設、体育館ですけれどもありますので、その利用促進を図ってるところですし、各地域に均等に体育施設がありますので、更に効率的な運用を図ってまいりたいと思います。このあとの施設等につきましては、今のところ予定はございません。

○委員長（大山利吉） はい。

○委員（小松栄治） はい、分かったっす。まず要望と検討はしないということですけども、9月であれば場所がなくて、この大曲の武道館狭くて大曲の小学校の体育館でやったりしております。そういう関係がありますので、その辺りも将来等考えながらひとつご配慮していただければなあと思います。かなりの人数の子ども方でございますので、ひとつよろしくお願いします。以上です。

○委員長（大山利吉） はい、他にございませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（大山利吉） なければ質疑を終結いたします。これより討論を行います。討論はありませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（大山利吉） 討論なしと認めます。それではお諮りいたします。本件につきましては原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（大山利吉） ご異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第130号及び議案第132号「平成24年度大仙市一般会計補正予算について（第2号）」「平成24年度大仙市学校給食事業特別会計補正予算（第1号）」について、関連がありますので一括して議題といたします。当局の説明を求めます。

はじめに、佐々木社会福祉課長。

○社会福祉課長（佐々木清哉） はい、委員長。

○委員長（大山利吉） はい、課長。

○社会福祉課長（佐々木清哉） 議案第130号「平成24年度大仙市一般会計補正予算

（第2号）」におきます社会福祉課所管分についてご説明いたします。一般会計補正予算書の15頁をご覧くださいと思います。民生費3款1項7目の老人福祉施設費10事業の世代交流福祉施設管理費として、協和地域にあります「水沢世代交流福祉館」の合併処理浄化槽の修繕工事費ということで、756千円の補正をお願いするものでございます。この施設は、昭和46年に協和地域に「水沢老人憩いの家」として建設された施設でございますが、今年の3月に合併処理浄化槽の付近に異臭が発生したというふうなことで、業者から来ていただきまして調査していただいたところ、浄化槽内の上部の壁面に亀裂或いは剥離の状況が確認されました。放置しておきますと、浄化槽としての正常な処理ができず、浄化槽内の汚水が流出するという恐れがあることから、早急に修理が必要というふうな判断から、合併浄化槽の亀裂および剥離部分の補強修理につきまして756千円の費用を今回の補正予算をお願いすることになったものでございます。

次に、18事業生活支援ハウスの管理運営費につきましては、協和と南外のそれぞれの生活支援ハウスの修繕工事費として、1,835千円の補正をお願いするものでございます。最初に協和生活支援ハウスの修繕については2カ所ございます。一つ目は、機械室内にあります給湯及び温水循環ポンプの「減圧弁」或いは「止水弁」の部分から錆びを含んだ漏水が見られたため、さらに詳しい状況について業者に確認を依頼し、被覆材を取り外して点検しましたところ、ポンプや配管に経年劣化による腐食が見られたところでございます。腐食の状況が激しいことから配管等の破裂の危険性もあり、ポンプや配管の交換、修繕が急務であると考え、395千円の修繕費をお願いするものでございます。二つ目には、同施設の厨房の隣に、食洗機或いは食器乾燥機を備えた食器洗い場がございますけれども、この箇所の壁面のタイルが部分的に剥がれて浮いてきておりまして、表面が波を打った状況となっております。亀裂した部分がしだいに浮き上がる状況がございまして、タイルが部分的に落下しかねない危険性もあることから、タイルの修繕費といたしまして302千円をお願いするものでございます。また、南外生活支援ハウスの修繕でございますけれども、3月の下旬頃、生活支援ハウスの居室の暖房機能が低下したため業者に点検を依頼し実施しましたところ、地下に埋設されております空調設備の冷媒配管のガス漏れをはじめとして、エアコンのエンジン或いはコンプレッサーからそれぞれオイル漏れが確認されております。これから夏に向かっていくために、施設においては空調設備の稼働は不可欠なことから、冷媒管の新設の配管工事及びコン

プレサ－の本体の交換、エンジンオイル漏れの修繕、合わせて1, 138千円の修繕工事費をお願いするものでございます。

次に、64事業既存介護施設スプリンクラー等の整備費補助金といたしまして、1, 600千円をお願いするものであります。これに関しましては事業説明書の11頁をご覧くださいと思います。この補助事業は、国の介護基盤緊急整備等臨時特例交付金を活用した県の基金事業といたしまして平成22年と23年の2カ年にわたって行ってまいったところでございますが、基金の残高が生じたため、実施期間を1年延長して実施することになったものでございます。今回の補正では、市内の2箇所の介護施設を対象といたしまして、自動火災報知設備や消防機関へ通報する自動火報知設備の設置経費に対しまして補助金を交付するものでございますが、県が本補助金の所要額について6月の定例議会に補正予算として計上することから、市といたしましても今回の補正予算をお願いすることになったものでございます。今回の補助を行う施設は、いずれも小規模多機能型の介護保険施設でございます。表の事業説明書の中段の表にありますスプリンクラー、火災報知設備、消防機関へ通報する火災報知設備の設置状況を記載しておりますけれども、この表の中で24年度に設置を予定している施設として●で表示している施設が対象となります。一つ目には角間川の介護支援センターあかりに関しましては、自動火災報知設備1, 000千円、消防通報火災報知設備300千円合わせて1, 300千円、また協和地域にありますケイケアセンターでございますが、これにつきましては消防通報火災報知設備300千円、合わせて1, 600千円となっております。財源は、全額県補助金となっております。

次に、65事業といたしまして、小規模介護施設整備事業費補助金といたしまして、141, 600千円の補正をお願いするものでございます。詳しくは事業説明書の12頁をご覧くださいと思います。この補助事業は、ただいま説明いたしました64事業と同様に、臨時特例交付金を活用した県の基金事業として、1年延長して実施する補助事業でございます。24年度の事業といたしまして大仙市内に建設が予定されている介護保険施設に対しまして、施設の開設に係る準備経費或いは施設本体の整備費の一部助成といたしまして、総額で141, 600千円の補助を行うものでございます。先程の64事業と同様に県が本補助金の所要額を6月県議会に補正予算として計上することから、市としても今回補正予算をお願いすることになったものでございます。今回、補助を行う施設につきましては、事業説明書の中段の表に示しておりますように、グル

ープホームが3事業所、それから小規模多機能型居宅支援事業所が1カ所、合わせて4カ所4事業所でございます。これらの事業所につきましては、介護保険の保険者である大曲仙北広域市町村圏組合が策定いたしました第5期広域介護保険事業計画の中で、平成24年から26年度までの3カ年において整備する介護施設として位置づけられた事業所でございます。補助金の内訳につきましては、開設前の職員の人件費或いは開設準備のために要する備品等の物件費が対象となる開設準備経費といたしまして、1事業所あたり宿泊定員に600千円を乗じた金額5,400千円、この部分で21,600千円となっております。施設整備費につきましては、1施設の上限額といたしまして30,000千円でございます。4施設で120,000千円となっております。なお、財源につきましては64事業と同様に、県の基金事業として実施するものでございます。全額県補助金を充当することにしております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○委員長（大山利吉） はい、ありがとうございました。次に、中野谷児童家庭課長。はい、中野谷課長。

○児童家庭課長（中野谷綾子） それでは児童家庭課所管の補正についてご説明申し上げます。補正予算書の15頁、事業説明書の13頁をお開き願います。3款2項2目10事業児童館管理費9,612千円の補正は、25年度に譲渡を予定している、南外地域の及位、木直、田中の3つの児童館の改修工事費であります。県単児童館は、無償譲渡を行うにあたり地元自治会と協議のうえ改修を行うこととしております。改修内容につきましては及位児童館におきましては、トイレを合併浄化槽処理するための浄化槽の設置及び屋根の改修などで3,424千円であります。木直児童館におきましては、屋根及び外壁改修などで3,028千円、田中児童館におきましては、内装改修、屋根及び外壁改修、照明器具取替えなどで3,160千円となっております。以上3館分の工事請負費といたしまして9,612千円の補正をお願いするものであります。財源につきましてはすべて一般財源でございます。

続きまして補正予算書は同じく15頁、事業説明書はございません。12事業地域児童健全育成推進事業費1,906千円の補正は、新設されました放課後児童クラブの日の出児童クラブを委託しております大仙ファミリーサポートへの委託料でございます。日の出児童クラブにつきましては、利用児童の増加に伴いまして本年度増設したクラブ

であります。内容につきましては、隣に住宅が新築されたことに伴う防球フェンスの設置、環境改善のための窓をペアサッシに替える修繕等といたしまして委託料に補正するものであります。国と県の補助、地域児童健全育成推進事業費補助金は1,016千円であり、市の一般財源890千円を含めた1,906千円の補正をお願いするものであります。

続きまして、補正予算書は同じく15頁、事業説明書はございません。3款2項3目60事業特別保育支援事業費1,560千円の補正は大曲保育会、大空大仙、大仙ファミリーサポートの社会福祉法人及びどれみ保育園が実施する特別支援事業、これは延長保育の分ですけれどもそれに対する補助金です。当初予算には前年度の実績を基に補助金の予算を措置しておりますが、利用者のニーズにより各保育園からの申請額が変動いたします。4月に入り、保護者からの希望をとった結果差が生じたものであります。当初30分延長を行うとしておりましたどれみ保育園におきまして、利用者のニーズが大変多くてそのニーズに応えまして専任の保育士を配置することに伴いまして補助申請額が大幅に変更されたものが主なものでございます。保育対策促進事業費補助金は国が事業費の1/3、県が事業費の1/3の1,040千円が国県補助金でありまして、市の一般財源520千円を含めた1,560千円の補正をお願いするものでございます。

次に補正予算書は同じく15頁、事業説明書は14頁をお開きいただきたいと思います。61事業法人立保育所補助金9,597千円の補正は刈和野保育園の屋根の防水シートの全面張替えに係る大空大仙への補助金でございます。平成20年度に社会福祉法人大空大仙に移譲されておりますが「大仙市社会福祉法人における保育所運営費補助金交付要綱」によりまして、移譲した日から5年を経過した日までに補助を行うということであります。お手元に写真もお配りしております。ご覧いただきたいと思います。刈和野保育園は建築後15年が経過いたしまして、屋根の防水シートの老朽化や亀裂が著しく雨漏りが発生しております。このことから大規模修繕が必要になっております。工事内容といたしましては、屋根のゴムシートを全面張替えるもので面積は1,147.3㎡、工事費は9,597千円であります。建築住宅課から妥当な額であると確認をいただいております。県の保育所整備等特別対策事業費補助金安全こども基金ですけれども、その補助対象事業費は本体改修及び諸経費で8,949千円でありまして、補助率は1/2でございます。4,474千円が県補助金となりますので、市の一般財源5,123千円となり、県補助と合わせて9,597千円の補正をお願いするものであります。

以上、児童家庭課所管の補正につきましてご説明申しあげましたが、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

- 委員長（大山利吉） はい、ありがとうございました。次に豊嶋健康増進センター所長をお願いします。
- 健康増進センター所長（豊嶋真紀子） はい、委員長。
- 委員長（大山利吉） はい、どうぞ。
- 健康増進センター所長（豊嶋真紀子） 6月補正予算に係る健康増進センター分について説明いたします。資料№.2平成24年度大仙市補正予算書16頁をご覧ください。4款衛生費、1項保健衛生費、2目保健センター費、61事業特定不妊治療・不育症治療費補助金5,200千円については、事業が大仙市過疎自立促進計画の過疎地域自立促進特別事業に追加されたことから、財源を一般財源から過疎対策事業債で充当することの財源振り替えでございます。よろしく審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。
- 委員長（大山利吉） はい、ありがとうございました。次に、千田教育指導課長をお願いします。
- 教育指導課長（千田寿彦） はい。
- 委員長（大山利吉） はい、課長。
- 教育指導課長（千田寿彦） 教育指導課所管分について、ご説明いたします。予算書は21頁、それから事業説明書、教育委員会の事業説明書の1頁をご覧くださいと思います。教育委員会の事業説明書であります。よろしく願いいたします。1頁目であります。確かな学力の育成に係る実践的調査研究事業、環境教育に関する取組を活用した調査研究事業であります。補正額は500千円で、国から県への委託、県から市への再委託という、国の100%出資であります。この環境教育に関する取組につきましては、平成20年度から本市におきましては大曲中学校、大曲南中学校が取り組みを始めまして、平成22年、23年度には、大曲南中学校と角間川小学校、藤木小学校が取り組んでまいりました。この取り組みを継続し拡大を図ろうとするものであります。今年度は、この取り組みを大曲西中学校、内小友小学校、大川西根小学校に拡大し、6校による実践を展開して、市全体の環境教育のさらなる充実を図ろうとするものであります。4月17日付けで国の方からこの事業の採択通知をいただいたことによりまして、この度の補正予算をお願いすることとさせていただきます。「小・中連携」という市の

重点、そして学校、家庭、地域一体となって取り組むということ、併せて大仙市中学生サミット或いは市のエコチャレンジ或いは「大仙市環境家族宣言中学生版」或いは「ワNDER・エコチャレンジ」など市の事業とも連携して進めてまいりたいと考えております。

続きまして説明書の2頁をご覧くださいと思います。農山漁村におけるふるさと生活体験活動推進事業、自然の中での長期宿泊体験事業であります。補正額は、903千円で、国・県の支出金が320千円、一般財源から583千円となっております。この内の国・県の支出金があるものは、国の事業でございまして新学習指導要領で重要視される体験活動の充実を図るということをねらいとして、一定期間の宿泊体験等の取り組みを支援する事業であります。国、県、市がそれぞれ1/3の負担割合となっております。国の予算成立をみて5月10日付けで事業の取り組みについて承認の通知をいただきました。併せてもう一つあるわけではありますが、本事業につきまして、これまで本市では4校ずっと取り組んでまいりましたけれども、県の負担金もあるものですから県が昨年度並みということをご想定しておりましたために、本市から複数校の提出は難しいというように考えておりました。計画を見ましたところ、清水小学校は昨年度に引き続いて、世界遺産である白神山地或いは海での体験活動を行いたいという内容になっておりましたので、国の事業の方に申し込むということにいたしました。もう一つ太田南小学校につきましては、計画が大仙市内の都市農村交流推進協議会に所属する農家民泊を希望しておりました。昨年度、中仙小学校が実績をもっております。子どもたちの豊かな体験活動を第一義としながらも、市の農村体験地域、受け入れ地域の育成の実績拡大というねらいをもって、市の単独事業として、実施させていただくというお願いであります。市内の活動でありますので、移動等に時間がかかりませんので効率よく行えるということで泊数は少なくなっております。

以上2件につきまして、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（大山利吉） はい、ありがとうございます。次に、熊谷生涯学習部次長兼文化財保護課長、お願いします。

○文化財保護課長（熊谷博英） はい、委員長。予算書21頁の一番下になります。それから事業説明書は3頁になります。よろしくお願ひいたします。払田柵管理費の木材塀の補強工事による補正で462千円の補正をお願いするものでございます。これにつき

ましては、4月4日に発生いたしました暴風によりまして復元材木塀の一部4mでございますけれども二か所が倒壊いたしております。これは、平成6年度に復元整備したのですが、復元から16年経過していることもあり、杉材の直立ての柱でございますので、根本の腐食が進んだことが原因でございます。倒壊しなかった部分についても、調査をいたしました結果、多少の違いはあるものの、腐食が進んでいる状態でございます。そのようなことから、払田柵環境整備審議会や県文化財保護室との国庫金を活用して、耐用年数の向上を図る施行方法等の協議を行い、全長60mの木材塀の全体的建て替えを行う方向で検討しているところでございます。当面は見学者の安全を考慮して、控え柱を設置して、お客様の安全を図る必要があることから、補強工事費として462千円の補正をお願いするものです。ご審議のうえ、ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

- 委員長（大山利吉） はい、ありがとうございます。次に、鈴木学校給食総合センター所長。
- 学校給食総合センター所長（鈴木喜一） はい。
- 委員長（大山利吉） はい、鈴木所長。
- 学校給食総合センター所長（鈴木喜一） それでは学校給食総合センター所管の補正予算等についてご説明いたします。一般会計予算書の21頁と教育福祉常任委員会資料事業説明書の4頁をご覧いただきたいと思っております。最初に一般会計予算書の21頁でございますが、10款1項4目90事業学校給食事業特別会計繰出金についてでございますが、7,268千円を補正いたしまして、補正後の予算を576,691千円とするものであります。繰出金の内訳につきましては、事業説明書の4頁でご説明いたします。事業名は学校給食食材等検査事業でございます。補正額7,268千円でございます。事業目的につきましては、学校給食食材等の使用前の放射性物質を検査し、園児・児童生徒等のより安全・安心な給食を提供するものでございます。この事業につきましては今現在、給食を委託しております社団法人大仙市学校給食協会に委託しまして効率的な検査をしていきたいというものでございます。それから事業の目標でございますが、検査機器を導入しまして検査体制の構築を図るということです。検査の回数等でございますが、今現在、検査の要項等整備してございますが、学校給食センター7カ所におきましては週2回の検査を予定しております。また保育園、幼稚園等については、要望が有り次第随時検査を進めていきたいというふうに考えております。また、一般家庭におい

ては自家消費する野菜等について、市民の検査要望があった場合検査をしていきますというふうに考えております。それから事業の概要でございますが、放射性物質検査に係る経費といたしまして、検査用の食材平均食材が大体722円の給食センター7カ所の月8回の9ヶ月ということで363,888円。それから検査機器の購入費でございますが、ガンマ線スペクトロメーターといたしまして、ベルトールドジャパンといたしましてドイツ製の機器を購入したいという方向でございます。これは県の農業試験場或いは分析化学センターで使っておるものと同一の機種でございますが、これまでに不具合等発生しておらないということで、安全な機器ということで考えております。機器の購入費でございますが、1台機器一式といたしまして2,950千円、それを2台ということで税込みの6,195千円でございます。それから検査機器設置に必要な備品といたしまして、パネルスクリーン或いはテーブル、椅子等といたしまして、709千円ということでございます。それから4のこれまでの成果と今後の方向性ということでございますが、これまで4月から県へ委託しまして、1給食センター月2回程度の検査を実施していましたが、ご承知の通り4月16日に検査の機器に不具合が生じたということで途中で検査をストップしておりますが、5月23日から代替器によって検査を実施しております。そういったことで検査回数を増やすことによって、学校給食等の安全・安心を確保していくということが目的でございます。それから予算書の39頁の「議案第132号平成24年度大仙市学校給食特別会計補正予算」についてご説明いたします。補正予算書の39頁ですが、歳入・歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,268千円を追加いたしまして、歳入・歳出それぞれ919,799千円とするものでございます。次に44頁をご覧いただきたいと思っております。2の歳入の繰入金でございますが、先程一般会計の方の繰出金で説明した通り一般会計からの繰入金といたしまして2款1項1目7,268千円を一般会計から繰入金でございます。それから45頁、給食事業費といたしまして1款1項1目15事業学校給食食材等検査事業につきましては、先程の繰出金の内訳と同じでございますので説明を省略させていただきます。

以上、何卒よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（大山利吉） はい、ありがとうございました。補正予算の説明がすべて終了いたしました。これより質疑を行います。質疑のある方は、どうぞお願いいたします。はい、杉沢副委員長。

○委員（杉沢千恵子） はい。児童館管理のところですが、県単の児童館が無償譲渡ということでございました。地域の方々に譲渡した場合この名称に関しては自由に、例えば地域の人たちが児童館に慣れ親しんでいて、このまま使うよって言うてもいいんですが、名称変更なんかも譲渡したところで地域におかませするのかどうか伺いたいことと、それからもし、名称に関して決まりがあって変えられないというのであれば、出来るだけこれ地元の人たちが呼びやすい名で使っていていいというものが付記されると有り難いなどという気がしました。それから、トイレ改修とか屋根改修とか色々ありますが、この場合の業者に関しては地元業者を使っていたらということなのか、そこのところちょっと確認したいと思いましたのでよろしくお願いします。

○委員長（大山利吉） 中野谷児童家庭課長。はい、課長。

○児童家庭課長（中野谷綾子） はい、委員長。先程の、今の杉沢議員のご質問ですけれども、名称につきましては自由に変えていただくことで結構です。

○委員長（大山利吉） あと、もう一点。

○児童家庭課長（中野谷綾子） はい、もう一点。その地元の業者を使っていいかということですが、登録業者の中から地元の業者を選定していただいて結構です。

○委員長（大山利吉） 杉沢委員、よろしいですか。

○委員（杉沢千恵子） はい、ありがとうございます。

○委員長（大山利吉） 他にございませんか。はい、大野委員。

○委員（大野忠夫） 最初要望から。

○委員長（大山利吉） 大野委員、マイクをお願いします。

○委員（大野忠夫） 事業説明書の関係。いつも教育委員会当日渡すようになってるんだすな。やっぱり皆さん先に渡してけるがら、先に渡してければ目通してくるに非常にありがたいので、申し入れておきます。それから、色々ウォームハートとか施設の種類の話、随分いっぱい並べられたんですけども、話聞いてもだいたい分かるのウォームハートくらいで、あとはどこにある施設なのかわかりませんので、これもひとつ委員長にもお願いですけども、閉会中の調査のところでなんかこういったところをひとつ見られる計画もお願いしたいなというふうに思います。それで、ひとつ質問でございませうけれども、事業説明書のこの13頁だすな、今の児童館管理費の関係ですけれども、この中に大曲地区の部分で23年度から市直営に直すという部分がありますけれども、よほど前に何かの時に耳にしたわけですけれども。これ当初は直営であったんですか、嘱託とか

なんかでやった部分のところを今度23年度から直営なった、そういう意味なんですか。その辺ひとつ説明願いたいと思います。

○委員長（大山利吉） はい、課長お願いします。

○児童家庭課長（中野谷綾子） はい。大野議員の質問に対してお答えいたします。22年度までは、社会福祉協議会の方に指定管理しておりました。23年度から今度市の直営といたしております。児童館の運営委員会というところに委託しております。

○委員長（大山利吉） はい、大野委員。

○委員（大野忠夫） これなんか私ちょっと復習みたいな格好で悪いんですが、前に指定管理のところでは若干この話してるような感じもしてはいますが、当初はそういう施設、社会福祉協議会の方に指定管理をしてあったんだけど、今度直営にまた戻すというその理由をしっかりとやっぱり説明をもう一度お願いします。なぜ、そうなったのか。

○委員長（大山利吉） はい、中野谷児童家庭課長。

○児童家庭課長（中野谷綾子） 社会福祉協議会に指定管理するということは、全面的にすべて管理運営を社会福祉協議会の方に全部指定管理するという形で進めてきて、そういう形で運営しておりましたけども、何年か指定管理してやっていたうちに、市でも関与しなければいけないというふうな流れになってまいりました。やはり全部まる投げでなくて市で見るべきものは見るという形で、それで事業の運営の事業については児童館の運営委員会、児童厚生員とかそういうことについては、体操教室、児童センターの場合は健康増進教室とかそういうものがあって、ちゃんと分けた方がいいということで直営としたものであります。ちょっと説明不足かもしれませんが。

○委員長（大山利吉） 大野委員。

○委員（大野忠夫） 今、この指定管理の関係についてはなんか調査特別委員会出来てあったと思いますけれども、その場で色々と議論されているなどは思いますけれども、やはり当初はやりみたいに指定管理さどンドンやって、やってみたってここまづかったということで、要するに指定管理の考え方が当局として甘かったんだと、ここだけははっきり私申し上げておきたいと思います。そこら辺、特別委員会のところでも十分話をさせていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。それからもう一点、いいですか。

○委員長（大山利吉） はい、大野委員。

○委員（大野忠夫） 教育委員会の事業説明書4頁の関係なりますか。放射線の調査だけですけども、これあの子ども達の食費の関係だから色々優先してでもやるべき問題たことは全くその通りだと思います。ただ、これは今の原発事故に絡んでの話なので、この市としてお金を予算化するのは結構だわけですけども、最終的には国の方から責任として出てくるのではねのがなと見ますけれども、その辺はどういう流れになりますか。あくまでも市単独で先取りでなくて、単独ということなのか、その辺をちょっと説明。

○学校給食総合センター所長（鈴木喜一） はい。

○委員長（大山利吉） はい、鈴木所長。

○学校給食総合センター所長（鈴木喜一） 大仙市ではここまで給食の場合は先程申しました通り、県の教育委員会で機械を購入した、仙北地域振興局にある機械で月1センター2回程度、検査をしているわけですが、やはり安全・安心を更に強めるためにやはり検査回数を増やしていかなければならないというようなことで、やはりいつでも検査できる態勢を構築するためには、やはり機器を市で導入していかなければというようなことで今回の補正予算に計上したものでございます。これは給食センターに限らず、幼稚園或いは保育園の給食の検査、また一般市民からの所謂自家消費等に関するその食材の検査も実施していくということによっていつでも検査出来る体制を作ることが、第一の目的でございます。国の責任に関してはそこまではちょっと考えておりませんでした、市としてやるべきことはこれではないかなというようなことで、今回2台を購入するというに至ったことでございます。

○委員長（大山利吉） はい、大野委員。

○委員（大野忠夫） これ発想がちょっと変わってるなと自分自身も思いますけれども、色々新聞等、それから今の福島原発の含めての、東電、そこら辺の色々な現象について損害賠償というか出ておりますけれども、実際から言えばこういうのって大仙市としての予算がいっぱいあまってれば何やってもいいわけですけども、もう少し検討、研究してみただけであれば、よろしくその辺をお願いしたいと思います。

○学校給食総合センター所長（鈴木喜一） はい、分かりました。

○委員長（大山利吉） はい、他にございませんか。杉沢委員。

○委員（杉沢千恵子） はい、すみません。説明書ではなかったんですけども、放課後児童クラブの話が出ましたけども、委託金でお任せしてやっていただいているというこ

とでとても有り難いなと思っております。せっかく働く人たちが多くなってきましたので放課後の子ども達の状況を掌握していただけるということでは、とても感謝しています。スタッフにも難儀かけると思いますがよろしくお願ひしたいと思ひます。そこにあたりましてですが、その委託金の中には当然スタッフの時間給なんかも含まれていると思ひます。ちょっと私も世間的にちょっと何というんだらう、問題かなと思ひてちょっと聞き流しておりましたが、ちょっと状況がちょっと悪化してきてるようでしたので、ご報告方お願ひしたいと思ひます。このスタッフの方々がたくさん時間を何というんだらう、稼ぐ人というんですか、担当する人と少なく担当する人の間でちょっと配分というんですか、この平等に配分していただけるとあまり問題が出てこないんでないかなという気がしまして、配置なんかも無理なく平等に皆さんがその場所で働けるような状況を作っていたいただければなど、指導していただければなどと思ひますので、そこら辺よろしくお願ひしたいと思ひました。すみません。

○委員長（大山利吉） お伺ひしますか。

○委員（杉沢千恵子） 解答ちょっと欲しいです。

○委員長（大山利吉） 中野谷児童課長。

○児童家庭課長（中野谷綾子） はい、委員長。

○委員長（大山利吉） はい、課長。

○児童家庭課長（中野谷綾子） 今の杉沢議員の要望に対してお答えします。スタッフの方は一応ローテーションを組んで配置しております。まんべんなく回るようにというご要望ですけれども、近々放課後児童クラブの指導員の研修を行いますので、その節も児童クラブの指導員の方に徹底してまいりたいと思ひますのでよろしくお願ひいたします。

○委員（杉沢千恵子） ありがとうございます。よろしくお願ひいたします。

○委員長（大山利吉） 他にございませんか。はい、佐藤委員。

○委員（佐藤孝次） 熊谷課長、ちょっとおへでたい。その払田の柵の板の塀ということだども、文化財だがゆえに、その例えば注入材だとかなんとかっていう防腐対応の材料は使えないということになってるもんだげ。その辺りなんたなこどになってるもんだげ。

○委員長（大山利吉） はい、熊谷課長。

○文化財保護課長（熊谷博英） はい。実際平成6年に建てた時も防腐剤は使用してございます。それでも腐食が進んだということでございますけれども、今後今まではある程度、昔ながらの建て方、それから昔ながらの材料を使い復元していくということが原則

だったわけですがけれども、現在はかなり制度も緩くなりまして、出来る限り長持ちするような形で、昔の状態をあまり阻害したような形でなくですけども、そのような形で工事の方を進めていくことも出来るようになってきました。それで今後ですけども、これについても色々専門家にお尋ねしながら出来る限り長持ち出来るような形で施工にあたっていきたいと考えております。

○委員長（大山利吉） 佐藤委員、よろしいですか。

○委員（佐藤孝次） いいす。

○委員長（大山利吉） 他にございませんか。はい、藤田委員。

○委員（藤田君雄） 大変簡単なことを聞いて、分からなくて聞いて、ちょっと教えてください。教育委員会の事業説明書の4頁なんですけど、この食材放射性物質検査機導入、このことについて大変いいことだし子どものために必要なことだと考えますけども、これ一般家庭のものも希望があれば検査してくれるという話でしたが、それは有料なのか無料なのか。それと例えば今一番農家困ってることはすよ、直売で売るときイオン系統、全然山菜だめだすおな。だからイオンで調べれば一週間かかるんだ、これ。この機械はどれくらい時間かかるもんだすか。それ2つ教えてください。

○学校給食総合センター（鈴木喜一） はい、委員長。

○委員長（大山利吉） はい、鈴木所長。

○学校給食総合センター（鈴木喜一） はい。今、現段階で考えていることを申し述べたいと思います。まず一般家庭、所謂一般市民の自家消費分の検査は無料でございます。無料で考えております。それからこの検査機器は簡易スクリーン検査といいまして、所謂時間的には30分から40分でセシウム、或いはセシウム134とか137の数値は30分から40分程度で検査結果がでます。それで今の段階で例えばスクリーン検査で50ベクレルを超えた場合はさらに詳細な検査ということで、県の分析化学センター等で行われております、1,000万から2,000万もするゲルマニウム半導体というような検査をしてさらに正確な数値をまとめるという流れになっております。それから山菜につきましては、5月の連休前後ですか、農林振興課の方で蕨とかゼンマイとかそういったものを検査した経緯があるようですが、これは県の補助もあったようで山菜については農林振興課の方で検査した経緯があるようです。以上ですが、よろしいでしょうか。

○委員長（大山利吉） 藤田委員、よろしいですか。

- 委員（藤田君雄） いいす。
- 委員長（大山利吉） はい、小松委員。
- 委員（小松栄治） 1つ目の11頁だすな、スプリンクラー。これ100、トータルで130万円の補助。その施設、施設で多分それに乗じて中直さなきゃだめだべど思うわけなんす。そんたいじでその他の工事もかかるだろうから、だから今言った通りその工事費なんぼくらいなったもんだがなあと考えてすよ。それでだったす。それで130万円なると、100万円プラス30万円だと。これ上限がそれぐれだということになってるので、せばだいたいせなんぼぐれの工事だから、それでせ100万と30万だと。これ教えてければ一番いぐ分がるんだどもせ。スプリンクラー、プラスだべど思うわけすな。面積はなんぼぐれの面積さスプリンクラーを設置するもんだと、せば我々が認知するわけすよ。それひとつお願いしたいと。まずひとつ。
- 委員長（大山利吉） 今の件から答弁お願いします。
- 社会福祉課長（佐々木清哉） はい、委員長。
- 委員長（大山利吉） はい、佐々木課長。
- 社会福祉課長（佐々木清哉） 自動火災報知器設備或いは消防通報火災設備のそのだいたいの基準額として示しております100万或いは30万というのは、機材のその購入部分は当然中に含まれておりますけれども、工事を含んで大体こういうふうな額面となっております。施設によってはこの前後する工事費を含んだあがりの金額で上限は多少なりありますけれども、事業所の方としてもこういった補助金が受けられるというふうな状況を承知の上でまず工事に着手してございますので、当然工事施工業者との打合せのもとに、あまりこう自己負担の発生しないように下回るように自分で負担のかからないようなそういった話し合いの中で補助金の中におさまるように進めている状況がございます。
- 委員長（大山利吉） はい、小松委員。
- 委員（小松栄治） はい。これ整備費の一部を助成すると。今言った通り100万と30万とそれぞれの設備する場合に補助を行うと、こうなってるすな。問題は今言った通りせ、あんだのばやらっとした、なんぼの工事だかと聞いているなだすで。それで100万とか130万円かかるという発言なだばいなだ、一部。ばやらっとして分からねおの。課長、書類ねじな後でもいなだで。ねばねで後で出してければいなだ。
- 委員長（大山利吉） はい、佐々木部長。

- 健康福祉部長（佐々木昭） はい、すみません。ただ今のご質問に関しましてですが、大変すみませんがはっきりした数字は手持ちにございませぬので、最低でも100万以上かかっております。
- 委員（小松栄治） んだべ。んだがらそれをばやらっとしてゐるから、我々はクエスチョンマークがあるわけすよ。今言った通り、多分最小限でじえんこかからねようにやるということは我々もいいことなだ、その事業所でな。なんぼかかかってゐるべがなということが、オープンだすべたこれ。それせば後で。
- 健康副支部長（佐々木昭） そうすれば後で。
- 社会福祉課長（佐々木清哉） 委員長。
- 委員長（大山利吉） はい、佐々木課長。
- 社会福祉課長（佐々木清哉） 大変失礼しました。22年と23年のグループホームで工事した事業費に関しましてですけれども、ほとんど同額か下回ってゐる状況がありまして、多くて11事業で事業所が工事しておりますけれども、その内2つの業者で補助金を上回って自己負担額が発生している状況があります。その額につきましては94千円と117千円というふうな状況でございます。
- 委員（小松栄治） 後で全部のやつ、後で知らせてけれ。
- 委員長（大山利吉） 佐々木社会福祉課長、後で資料、どんなもの、提出していただけるようによろしく願いいたします。はい、引き続き小松委員。
- 委員（小松栄治） それと次の頁の12頁のグループホーム関係、小規模。これ大野さんも言ったけれども、後で施設を、委員長なんとかひとつ回ってくださるように。それと併せて、その工事の金額35,400千円の補助だすしなす。特にグループホーム関係のウォームハートさはダブルですな。その辺りもあるもんだから、一つの建物で分かれてやるようだけでも、その辺りでやっぱりその図面の面積と合わせて、例えば1億なんぼかかってせ、こんけかかるんだと、こういったぐれはお知らせいただければ我々ありがたいなあとこう思っておりますし、いつ頃せそれがせ始めて、とりかかって、そして完成がいつ頃でそれでオープンするがくらは、一部の議員達分かる人もおられると思ひますけれども、なんとか委員会のほうさ報告していただければなとこのように思っております。これも後でいなだすで。今だばとてもでねども、まだやってねがらな。
- 委員長（大山利吉） はい、佐々木部長。

○健康福祉部長（佐々木昭） はい。ただ今の小松議員のご質問と、先程の大野議員のご質問、重複いたしますが、いずれこの施設3施設につきましては県の方の現在明日から多分県議会始まりまして、7月10日で最終日ということでございますので、そちらの方の県議会の議決通り次第、こちらの方うちの方がちょっと早いですがそちらのほう補助金支給なるかと思えます。うちの方では後で所管事務調査ということで7月10日以降に日程調整していただきましてこの3施設をみていただくということにさせていただきたいと思えますが、よろしいでしょうか。

○委員長（大山利吉） はい。小松委員よろしいでしょうか。

○委員（小松栄治） はい、よろしいです。

○委員長（大山利吉） 県会、県議会終了後に。これ市の予算と逆なってる、県会まだ通ってねに、こっち採決して。そういうことで今の件ご了解いただけますか。

○委員（小松栄治） もう2つある。はい、委員長。

○委員長（大山利吉） はい。

○委員（小松栄治） 次に法人保育所の補助金な、900なんぼの、刈和野保育園だ。それせ一番いぐ俺分かってるども、15年前に建てだす。この通り腐食してきて、なんぼかかんぼか補修していだす。今補修やるのもこれいいことで、お願いしたいと。ただし、15年でこういうふうになるのはちょっと早すぎると、なんし。だから普通の一般屋根だたて10年保証、20年保証、私の家のは38年もたっても屋根、トタン屋根なんて塗り替えしていくなってるす。だから防水やってもその後の保守、なに保守やるってばそこさ防水の塗装したりしてるすおのな。だからそういうものをやらなければ、付着度がゴムだか布だか分からないけども大変なってくると。それと合わせてこれ6つ屋根だと思います。6つ屋根というのは、コンクリーの上さやったか鉄骨の上さモルタルやってやったかこれだと思いますけれども、いずれにしるゴムシートか布シート貼りだと思いますので、施工者のやり方だと思いますので、合わせてこの施工でいいか悪いかと。例えば15年で900万もかけて、1,000万もかけて毎年15年せばやらねねがったり、このかたでやれば物ひっくりかえったりゴムシートはがれたり、雪上がるもんだがらその都度おかしくなってくると。せばせ、そのうえで対処する方法は業者さ、この業者さでねで、こういうシートの業者でねぐ、防水をする業者が例えばアスファル防水とかその他のゴム塗りの、例えば亀裂のないこのくらいのモルタルの上さ棒状の防水塗るのあるすおな。分かるすべ、剥がれねように。

- 委員長（大山利吉） 小松委員、ちょっと質問中すみません。技術的な詳細を述べられても。
- 委員（小松栄治） そういうものをひとつ考慮しながら、この補修工事をやっていただければなあと思います。
- 委員長（大山利吉） あまり技術的な詳細についても、こちら専門、住宅建築課でねもんだから。
- 委員（小松栄治） これ出されて、これなのちょっと補修してのりっこでくつければすぐなおるもんだす。ただしこれの原因あるすもの。だから出されてしまって、はい、もんだすかということでもいいども、別の施工方法があるということだ。15年とか10年とか7年で穴っこあいたりするものの大規模補修ではだめだ。やるごったらちゃんとしたものやってくれということだす。分かるすべ、意味。それが900万で出来るもんだが1,500万で出来るもんだが300万で出来るもんだが分からねども、それをちゃんから見極めてまたやってもならねんたような施工の方法をお願いしたいということだす。まずこれはこれでいいんだども、またこれなるすやれば、その上に同じ施工方法だと。だからそこを見て、保育園の先生方何も分からねと思うので、専門家の建築やさんの方から見てもらってこれだけ耐用年数、何年もつものだからと、せばこのシートでいいか、今みたいにゴムのりのシートでやるか、アスファルトの舗装でやるかとかという検討になるべからな。それでもこれでいいってば私はこれでいいと思いますのでよろしくをお願いします。
- 委員長（大山利吉） はい。ということで児童家庭課長、そういうご配慮でひとつお願いいたします。
- 委員（大野忠夫） 委員長、今のことに関連して。
- 委員長（大山利吉） はい。
- 委員（大野忠夫） 今ちょうどこれ質問しようかなと思っておりました。今言われた通り15年経過して、これ譲渡、移譲するときに色々条件があって、5年間こっちで色々面倒みるんだということだとは思いますが。それはそれでいいんですけれども、今この大規模修繕したということで、この穴っこ埋めた写真などあるわけですが、果たしてこれこんげやればあとは保育園の建物は何年くれもつもんだべかなと。これ移譲するときに色々皆さんで話し合った経緯があると思いますので、その辺を少し話をさせていただきたいなということと、これなんでかということ、これで大規模であと終わってもう10年も

もつんだばいいけれども、これが原因になってまた新しく立て替えしねばいけなくなったときに、しねばいけねとなったならばこれまた市からの助成がでるわけです。無駄な金が多くなるというふうな考えられますので、移譲のときのそういう物の見方というか、もちろん建築分野だけでなくこちらの担当課のほうでも立ち会ったと思いますのでその辺の経緯についてひとつご説明願えればと思います。

○委員長（大山利吉） ちょっと暫時休憩いたします。この際11時半まで休憩いたしますのでよろしくお願いします。その間ひとつご答弁の方の準備もよろしくお願いします。

（ 休 憩 11時20分 ）

（ 再 開 11時30分 ）

○委員長（大山利吉） それでは休憩前に引き続き、会議を再開いたします。当局のただ今の質問に対する答弁を求めます。中野谷児童課長でよろしいですか。はい、課長お願いします。

○児童家庭課長（中野谷綾子） ただ今の小松議員のご質問に対してお答えします。防水シートの貼り替え工事ということでお願いしておりますけども、工法につきましてはこの度見積もりをいただいた工法以外にも最適な方法をとるということを法人の方にも確認してまいりたいと思います。よろしくお願いします。

○委員長（大山利吉） はい。小松委員よろしいですね。大野議員いかがですか。

○委員（大野忠夫） 私はこの移譲するときに、例えばさっき児童館の話もあったわけですが、児童館は無償譲渡する、全部というかなおしてお互い話し合ってもらったわけですが、ただこの法人のほうに移譲するについては色んな条件も多分あったと思います。移譲こういうふうな形でやりますよっていう。ただその中で15年たった建物を、何も何というかな話し合いもなく、あともう15年は15年のもんだという形でなんとなく渡したのか、やはり何年か後にはこういう問題も起きるだろうということを想定しながら多分この5年間というのは出てきてると思います。だからそういうことを考えていくと、あまりにも大々的に修繕して、これ修繕したもの何年もつか分かりませんが、しょっちゅうこういうことをやるとすれば、もう新しく立て替えという話も出てくるのでねがなと。そうすると法人の方も大変なんだけども、市としても必ずこういった助成する形になると思いますので、その辺の移譲するときに皆さんでどういう話し合い

あったのか、何もなくてただはいということで終わったのか、その辺ちょっと聞きたかったのです。

○児童家庭課長（中野谷綾子） 委員長。

○委員長（大山利吉） はい、課長。

○児童家庭課長（中野谷綾子） はい。大仙市立保育所の経営移譲に関する基本協定書っていうのをただ今取り寄せまして見ています。それによりますと、各保育園には建物の耐用年数がございます。協定時はきれいにどこも悪いところがないようにして移譲しました。その後5年間に悪いところがでてきましたら大規模なものについては改修しましょうということで、そういう約束で今回改修なったわけですが、刈和野保育園につきましては、耐用年数が34年となっております。15年経過した建物ですので残り19年あるわけですが、残り19年の耐用年数まで大丈夫なようにということで今回の大規模改修となったものでございます。

○委員長（大山利吉） はい、佐々木部長。

○健康福祉部長（佐々木昭） 補足させていただきます。今課長が言いましたのはあくまでも基本協定は20年から5年間の移譲につきましては大規模修繕を行うと、そう協定に書いております。その後につきましてはもし大規模修繕等必要なものがありましたら「市と協議して」という一項はいつてますのでその際に協議して必要であれば修繕等を行うということとなっておりますので。以上でございます。

○委員長（大山利吉） はい。大野委員よろしいですか。

○委員（大野忠夫） はい。

○委員長（大山利吉） ほかにないですか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（大山利吉） 他に質疑がないようでございますので、ここで質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（大山利吉） 討論なしと認めます。

これより、ただ今議題となっております案件のうち、議案第130号を採決いたします。お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 (大山利吉) ご異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第132号を採決いたします。お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 (大山利吉) ご異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、所管事務に係る閉会中の継続審査及び調査に関する件についてお諮りいたします。ただ今お手元に配布しております件につきまして、議長に対し、閉会中の継続審査及び調査の申し出をしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 (大山利吉) ご異議がないようですので、そのように決定いたします。

以上で当委員会に審査付託となりました議案の審査はすべて終了いたしました。

なお、本委員会の審査報告書及び委員長報告の案文につきましては、委員長にご一任願いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 (大山利吉) ご異議なしと認め、そのように決定しました。

この際、委員の方々から何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 (大山利吉) これをもちまして、教育福祉常任委員会を閉会いたします。大変ご苦労様でございました。

午前11時35分 閉 会

委員会条例第29条第1項の規定により、ここに署名する。

平成 年 月 日

教育福祉常任委員会委員長 大 山 利 吉